

集落活性化支援事業補助金実施要領

最終改正 令和4年4月1日

第1 通則

集落活性化支援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号）ならびに福井県地域戦略部市町協働課所管補助金等交付要綱およびこの要領で定めるところによる。

第2 目的

市町が、将来にわたる集落機能の維持・活性化を目的として策定する「集落活性化計画」に基づき実施する施策を支援し、元気な地域づくりを推進する。

また、コミュニティ活動における新型コロナウイルス感染症対策を支援し、停滞したコミュニティ活動を再生するとともに、地域の活力を向上する。

第3 要件

市町の「集落活性化計画」に位置づけられた次のものとする。

- (1) 市町が行う担い手の育成
- (2) 小規模・高齢化集落が行う他集落と連携した集落機能の維持・確保に資する活動
- (3) 市町が行う地域の実状に応じて独自に企画立案した集落活性化策
- (4) コミュニティ活動の再生に必要な新型コロナウイルス感染症対策
- (5) コミュニティ活動のデジタル化

第4 補助事業者

補助事業者は、「集落活性化計画」を策定した市町とする。

第5 計画の策定

「集落活性化計画」には、次のことを記載し、県が別途指定する日までに提出すること。

- (1) 現状および課題
- (2) これまで行ってきた集落対策
- (3) 目指す姿と目標（K P I）
- (4) 活性化に向けた施策

第6 計画の変更

補助事業者は、「集落活性化計画」の内容または経費の配分等を変更する場合においては、速やかに県に報告し、その指示を受けること。

第7 補助対象事業

補助対象事業は、市町が策定した「集落活性化計画」に基づく事業とする。

ただし、原則として次に該当する事業は対象外とする。

- (1) 国や県の他の補助事業の対象となる事業（ただし、採択されなかった事業を除く）
- (2) その他、集落活性化支援事業補助金の目的や要件から適当と認められない事業

第8 補助対象経費

補助対象経費は、第7に定める事業の実施に要する経費とする。ただし、原則として次に該当する経費は対象外とする。

- (1) 市町職員の給与
- (2) 職員旅費
- (3) 特定の個人や個別企業に対する給付経費およびそれに類するもの
- (4) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- (5) 貸付金または保証金、基金積立金
- (6) 国や県の他の補助金等を受けているまたは受けることが確定している事業に要する経費
- (7) 用地取得や造成に要する経費
- (8) 飲食に係る経費や経常的な維持管理に係る経費
- (9) その他、集落活性化支援事業補助金の使途として適当と認められない経費

第9 補助額

県は予算の範囲内において、第8に定める補助対象経費のうち、第4に定める補助事業者が支出した費用を補助する。第3に定める要件ごとの補助率および補助上限額は別表のとおりとする。

第10 補助対象期間

補助対象期間は、平成30年度～令和4年度までの5年以内とする。ただし、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。

第11 各事業における重要業績評価指数（KPI）の設定

補助事業者は補助事業について、事業実績・成果を把握できるよう客観的に評価できる指標を設定すること。

第12 広報

補助事業者は、補助事業について、新聞などのマスコミに情報を提供するとともに、広報誌等に記事を掲載するなど、積極的に広報すること。

また、補助事業で購入する備品、作製するポスターやチラシ、パンフレット等に、「県の集落活性化支援事業の補助を受けて実施」している旨の広報表示を行うこと。

第13 県産品の活用

補助事業者は、物品の調達や建設工事等に当たっては、県産木材等県産品を積極的に使用すること。

第 14 事故の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに県に報告し、その指示を受けること。

第 15 補助金の経理

補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は保存すること。

第 16 施設整備における収支および運営状況等の報告

補助事業者は、施設整備等（間接補助も含む）を実施する場合に、あらかじめ県と収支見込みや運営方法等について協議し、その指示を受けること。また、施設整備後は、収益等を含めた運営状況を県に報告すること。

附 則

この要領は令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 市町が行う担い手の育成	市町が策定した「集落活性化計画」に基づく事業	補助対象経費の2分の1以内	1市町あたり30,000千円を上限
(2) 小規模・高齢化集落が行う他集落と連携した集落機能の維持・確保に資する活動			
(3) 市町が行う地域の実情に応じて独自に企画立案した集落活性化策			
(4) コミュニティ活動の再生に必要な新型コロナウイルス感染症対策		補助対象経費の5分の4以内	1地区あたり80千円を上限
(5) コミュニティ活動のデジタル化		補助対象経費の10分の10以内	1地区あたり150千円を上限

※地区とは、地域住民により構成された概ね小学校区で活動する地域の協議会のほか、複数集落の自治会の連合組織等をいう。